被災宅地危険度判定制度について

長野県 建設部 都市・まちづくり課

被災宅地 危険度判定制度とは?

目的

地震・大雨により宅地が大規模かつ広範囲に被災した際、宅地の 二次災害を軽減・防止すること

方法

被災宅地危険度判定士が宅地の被害状況を調査し、危険の程度(危険・要注意・調査済)の判定・表示をする

被災建築物応急危険度判定とのちがい

宅地を見るのが 被災**宅地**危険度判定 建物を見るのが 被災**建築物応急**危険度判定 一般に、被災建築物応急危険度判定が先に行われる



判定の実施

実施主体

市町村



県は市町村の要請により実施を支援します

県から判定士に協力を要請します

判定士は、判定活動に協力(ボランティア)します

危険度判定士について



判定を行う技術者

判定士は講習会を受講し、登録された者

5年毎の更新が必要

実際の様子



① 擁壁の確認



② 宅盤の確認



実際の様子



③ 詳細調査



④ 結果の掲示



判定ステッカーについて

判定ステッカー(A3サイズ)の表示

被災宅地危険度判定結果
危険宅地 UNSAFE
◆この宅地に入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談してください
注記:
整理番号
判定日時 月 日 午前·午後 時現在
電話() 災害対策本部 一

	被災宅	;地危険/	度判定結果	
要	三 「 「 「 「 「 「	泊 引 記	上 地 ENTR	Y
			注意してください 家に相談してくださ	い
注記:				

<u>整理番号</u> 判定日時	月	B	 午前•午後	—————— 時現在
刊化口时	л	<u></u> -	<u>一一十削・十後</u> 電話()
		災害対		- '

Ē	被災宅地危 IIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII	红地	済也	
◆この宅地の 注記:	被災程度は小	さいと考えら	れます	
整理番号	月	午前	介·午後 電話(_	<u>時現在</u>)

阪神淡路大震災(H7.1.1)

- ✓ 丘陵地の住宅団地等で多数の宅地被害が発生
- ✓ 余震等による二次災害の危険性
- ✓ 旧住宅・都市整備公団、宅地擁壁技術協会等 による宅地被害調査の実施
- ✓ 危険度判定に関する全国的な制度整備が必要



被災宅地危険度判定連絡協議会設立 (H9.5.23)

1. 構成員(会員)

- · 47都道府県
- · 1 2 政令指定都市 ⇒ 18 政令指定都市
- ・旧 住宅・都市整備公団 ((独)UR都市機構) 【事務局:全国宅地擁壁技術協会】

2. 設立趣旨

- ・全国相互支援体制の確立
- ・統一の判定基準の整備

3 主な事業内容(当初5年間)

- ·実施要綱の策定(H.10.2.26)
- ・制度の普及・啓発(ホームページ等の作成)
- ・会員相互の支援体制の整備
- ・判定に関する各種マニュアルの作成
- ・宅地判定士養成講習会の実施(目標数:10,000人以上)

平成14年度で基本的な作業が完了



さらに各都道府県で実施体制を整備していく

各都道府県における実施体制の整備

協議会実施要綱では、各都道府県は、必要に応 じて下記事項等について定めることとしている。 (協議会要綱 第15条関係)

- ✓ 地域防災計画(各都道府県)への位置付け
- ✓ 県における実施要綱等の策定
- ✓ 県および各市町村間の連絡協議会の設立
- ✓ 判定士及び判定調整員の養成

長野県の実施体制について

実施要綱の制定 (H13.11.5施行)

- ✔ 長野県被災宅地危険度判定実施要綱
- ✔ 長野県被災宅地危険度判定士登録要綱



平成15年度から県主催で養成講習会を実施

第1条(目的)

- ✓ 危険度判定は余震等による二次災害の軽減・防止 が最大の目的
- ✓ 危険度判定が実施される災害の種類 大地震または豪雨による災害
- ✓ 危険度判定が実施される災害の規模

災害対策本部が設置されることとなる規模の災害 (震度5弱以上など)で広範囲に被災した場合

第2条(用語の定義)

第1号(宅地)

危険度判定の対象となる宅地は

- ① 住宅のある敷地
- ② 実施本部(市町村)が<u>必要と認める建築物</u>の敷地 例)<u>避難施設</u>(体育館、公民館等)の敷地
- ③ これらの宅地に<u>危険を及ぼす恐れのある土地</u>
 例) 敷地に接する自然斜面等

第3条(責任体制等)

✓ 判定実施に伴い生ずる責任 → 被災市町村



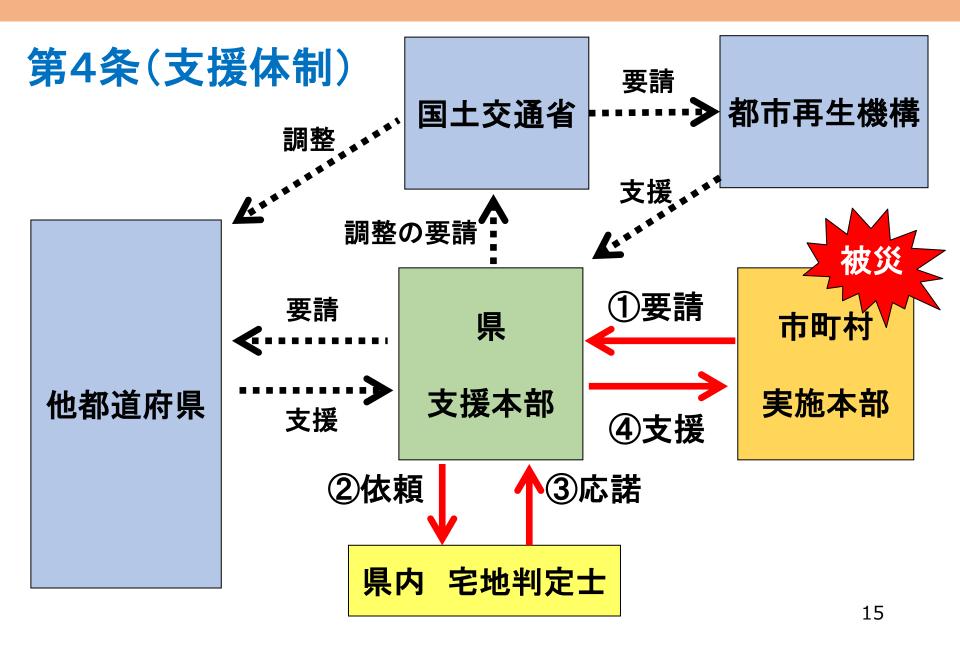
✓ 判定実施に要する費用



被災市町村

✓ 支援活動に要する費用





市町村の役割(実施本部)

市町村の動き(担当部署)

- 被害情報を収集して判定実施の要否を判断
- 危険度判定を実施する必要があると判断したときは、市町村の災害対策本部のもとに危険度判定の実施本部を設置して、判定活動を実施
- 必要に応じて、支援本部(県)に判定士の派遣や、資機 材の提供などの支援を要請

実施本部の業務について

実施本部の業務

- ✓ 判定実施要否の判断
- ✓ 実施本部の設置
- ✓ 判定の実施計画の策定
- ✓ 県への要請
- ✓ 判定士の受入準備
- ✓ 判定調整員の配置
- ✓ 住民への広報活動 など

県の役割 (支援本部)

県の動き(担当部署)

- 市町村の実施する判定活動を支援するため、県の災害対策 本部のもとに支援本部を設置
- 市町村から要請があった場合は、判定士の招集・派遣 や判定活動に必要な資機材を提供
- 災害の規模が極めて大きい場合は、国土交通省や 他都道府県に判定士の派遣等を要請

判定士の役割

判定士の動き

- 要請のあった判定士は、協力の可否について報告
- マニュアルを遵守するとともに、実施本部(市町村)の指示に従い、迅速かつ誠実に被災宅地の危険 度判定を実施
- 判定士3名程で班を編成し、判定を行う
- 危険と思われる宅地には立ち入らずに判定することもある
- 判定結果の整理・報告を行う

災害補償について

全国協議会が宅地判定士の補償制度を整備

- ✓ 本人または遺族に対する補償
 - ・死 亡 時 2千万円
 - ・後遺障害 限度額2千万円の範囲内の金額
 - ・入 院 1日当り5千円
 - ・通院 1日当り3千円
- ✓ 他人の損害に対する補償
 - 1件当り限度額1億円の範囲内の金額
- ✓ 公務員判定士は通常、判定活動には公務として参加する ため公務災害を適用

業務実施マニュアルについて

事前準備

- ✓ 市町村及び県の体制整備
 - 基本的な事項は地域防災計画に位置付ける。
- ✓ 近隣県との連絡調整
- ✓ 判定士の養成・登録
- ✓ 判定調整員の養成
- ✓ 本部要員の養成
- ✓ 判定資機材の備蓄 など

住宅地図の備蓄を お願いします!

判定調整員について

- ✓ 宅地判定士の内から、知事が認定。
- ✓ 主な業務
 - ■実施本部長の補佐
 - ■宅地判定士の指導監督
 - ■班編制、当日の判定方針の決定
 - 危険度判定結果の集計、評価
 - ■判定結果の実施本部長への報告

判定後の対応について

1. 相談窓口

- ・判定結果の説明
- ・当面の対応

2. 復興の対応

- ・応急措置
- ・仮復旧

これ以上被害が拡大する(二次災害等)ことを防ぐ。 その宅地を使用するのであれば、その後の降雨等による再度 災害発生に対し、十分な警戒をとることが必要。

・本復旧

「被災宅地災害復旧技術マニュアル」

これまでの判定実施状況について

地震名	発生日 最		被災宅地危険度判定結果(宅地)			
		最大震度	調査総数	危険(赤)	要注意(黄)	赤+黄
兵庫県南部地震 ^{※1} (阪神・淡路大震災)	H7.1.17	7	1 - 2 -			1,874
鳥取県西部地震	H12.10.6	6強	396	139	155	294
新潟県中越地震	H16.10.23	7	3,759	627	491	1,118
福岡県西方沖地震	H17.3.20	6弱	454	183	168	351
新潟県中越沖地震	H19.7.16	6強	2,082	419	307	726
岩手·宮城内陸地震	H20.6.14	6強	378	39	59	98
平成23年東北地方太平洋沖地震	H23.3.11	7	6,456	1,450	2,142	3,592
平成28年熊本地震	H28.4.14	7	5,733 (20,022) _{**2}	2,760	2,028	4,788
平成28年鳥取県中部地震	H28.10.21	6弱	939 (4,905) _{**2}	228	389	617
平成29年台風21号(奈良県三郷町)	H29.10.22	豪雨	19	7	10	17
平成30年 島根県西部を震源とする地震	H30.4.9	5強 (大田市)	143 (180) _{**2}	36	54	90
		5弱 (美郷町)	4	1	2	3
平成30年 大阪府北部を震源とする地震	H30.6.18	6弱	66	30	28	58
平成30年 北海道胆振東部地震	H30.9.6	7	113	24	35	59
令和元年 山形県沖を震源とする地震 (7.8時点)	R1.6.18	6強	19	2	14	16 24

※1兵庫県南部地震時の数字は住宅・都市整備公団(当時)により調査を実施した宅地被害箇所数 ※2カッコ内の数値は、簡易調査件数等を含んだ数値

長野県神代断層地震における判定実績

- ◆実施市町村 大町市、白馬村、小谷村、小川村 (長野市は市独自に判定実施)
- ◆実施期間 平成26年12月1日〜4日、8日、12日 (延べ6日)
- ◆実施体制 延べ118人 (県24人、市町村94人)

長野県神代断層地震における判定実績

- ◆判定作業等
 - 異常がない場合も含め、すべての宅地について 調査票を作成
 - 調査票には平面図のみ記載
 - 自然斜面は基本的に判定対象から除外 (土砂災害の危険がある場合は、要注意(黄)を表示)
 - ステッカーは危険(赤)、要注意(黄)のみ表示

被災宅地危険度判定結果

危険宅地 UNSAFE

- ◆ この宅地に立ち入ることは危険です
- ◆ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい
- ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています。

注記:	

調査番号

判定日時 平成26年12月 日 午前·午後 時現在

長野県災害対策本部 電話 026-235-7297

(建設部都市・まちづくり課 被災宅地危険度判定担当)

被災宅地危険度判定の結果について

- ○地震によって被災した宅地(擁壁)において、その後の余 震等により地盤や擁壁が崩れたりすることにより、人命 に危険を及ぼすおそれがあります。 このため、県が被災宅地危険度判定士による調査を行い、 被災した宅地の危険度を判定しました。
- ○家屋被害を応急的に判定する「被災建築物応急危険度判 定」とは違い、**宅地被害を判定する制度**です。
- ○罹災証明のための被害調査ではありません。
- 〇宅地以外の自然斜面(裏山、がけ等)は、判定の対象と していません。
- 〇判定結果表を、危険(赤色)、要注意(黄色)、調査済(青色)に区分し、危険、要注意のみ宅地や擁壁にステッカーを張り付けてあります。
- ○赤色の宅地は、立ち入ると危険です。 立ち入りは、専門家に相談して応急措置を行った後にして ください。
- ○黄色の宅地は、立ち入る場合には十分注意してください。
- ○被害の程度が小さいと考えられる調査済み(青色)については、ステッカーの貼り付けを行っていません。

長野県神代断層地震における判定実績

◆判定結果

市町村	危 (赤)	要注意(黄)	調査済 (表示なし)	計
大町市	4件	18件	67件	89件
白馬村	29件	53件	546件	628件
小谷村	16件	44件	169件	229件
小川村	6件	7件	7件	20件
合 計	55件 (5.7 %)	122件 (12.6%)	789件 (81.7%)	966件

熊本地震における判定士派遣実績

- ◆実施市町村 熊本県上益城郡益城町
- ◆実施期間 平成28年5月21日~5月24日 (全4日間)
- ◆実施体制 延べ12人 (県職員12人)









